

協議第47号

補助金及び交付金等の取扱いについて

補助金及び交付金等の取扱いについて提出する。

平成16年1月22日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

補助金及び交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から次の方針を基本に調整を図る。

- (1) 各市町同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 各市町独自の補助金・交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえて調整するものとする。

平成 年 月 日確認

補助金、交付金の取扱いに関する参考資料

補助金の定義（補助金、交付金の取扱いに関する考え方）

広く補助金とは、国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいう。

地方公共団体が他の地方公共団体等に補助金を交付する場合、一般的な定めとしては、地方自治法232条の2に規定され、補助金は公益上の必要がなければ支出することができないこととなっており、留意を要する。

財政的援助として補助金が交付される場合には、その交付先の出納その他の事務の執行状態に対しては監査委員による監査の対象とされている（自治法199）

補助金の交付については、以上のような制度上の制約に留意するとともに、効率的な財政運営の観点から、類似団体等と比較して補助金の支出総額についてのチェックを行い、あわせて各補助金の持つ機能、効果等を十分検討することが必要である。
（ぎょうせい「地方財政小辞典」）

地方自治法

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。